

5歳児健康診査について

幼児期において、言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期でもある5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に実施いたします。

1. 対象児童

市内に住所を有する年中児（今年度の対象児は、令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）

2. 健診の実施方法

2段階方式で実施

【1段階目】保護者及び保育所等の所属園へアンケート調査

対象者を前期と後期に分けて案内（前期対象者は4月、後期対象者は10月に送付）

①5歳児健康診査票

②「子どもの強さと困難さアンケート」（保護者用、保育所等の所属園用）

【保護者】

①5歳児健康診査票

②「子どもの強さと困難さアンケート」

【保育所等の所属園】

②「子どもの強さと困難さアンケート」

【2段階目】集団健診

所属のない幼児と保護者と保育所等の所属園から回答された①②により、家庭や所属園での生活に困り感のある幼児を抽出し、医師等の専門職に相談できる二次健診を案内。

ただし、児童発達支援を利用している幼児については二次健診の対象外とする

前期:令和8年7月～9月中に3日間

後期:令和9年1月～3月中に3日間

3. 集団健診の内容

身体発育状況、運動発達、精神・神経発達、情緒・行動、生活習慣の確認等

4. 集団健診の従事者

医師・保健師・看護師・保育士・栄養士・心理相談員・療育支援コーディネーター他